

寒川町災害見舞金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月1日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第29号

寒川町災害見舞金支給条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町災害見舞金支給条例施行規則(昭和44年寒川町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号アを次のように改める。

ア 官公署が災害による被害の程度を証明したもの

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。